

第132期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月26日(金曜日)
午前10時

場所 奈良市三条本町8-1
ホテル日航奈良 4F 飛天の間

目次

■ 第132期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のお手続きについて	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	12
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14

【添付書類】

■ 第132期 事業報告	16
■ 第132期 計算書類	40
■ 第132期 連結計算書類	42
■ 監査報告書	44

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当行の対応について>

●本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。また、間隔をあけた座席配置などを検討しており、例年よりも座席の数が減少する可能性があります。

<株主の皆さまへのお願い>

- 株主の皆さまの健康と安全を考慮し、当行といたしましては感染リスク防止の観点から、書面又は電磁的方法(インターネット)による議決権の事前行使を強くご案内申し上げます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまは、当日のご来場については特に慎重なご判断をお願いします。

<来場される株主の皆さまへのお願い>

- ご来場の株主の皆さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 会場にて体調不良と見受けられる株主さまにはお声がけをさせていただき、ご入場をお控えいただく場合があることを予めご了承願います。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当行ホームページ(<https://www.nantobank.co.jp/>)にてお知らせします。株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。



経 営 理 念

- 健全かつ効率的な経営に努めます。
- 優れた総合金融サービスを提供します。
- 地域の発展に尽くします。
- 信頼され親しまれる、魅力的な銀行をめざします。

ごあいさつ



株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
当行第132期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。当行は、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、感染拡大防止に向けた取組みを強化しつつ、臨機かつ柔軟にお客さまに必要なサービスの提供を継続してまいります。

長引く金融緩和策や相次ぐ異業種による金融業参入など、地域金融機関を取り巻く経営環境が大きく変化するなか、今までの延長線上に当行の未来はないとの強い決意のもと、昨年12月に新たに向こう10年を見据えた経営計画「なんとミッションと10年後に目指すゴール」を策定しました。

本経営計画では、経営ビジョンである「活力創造銀行」という軸は不変としつつ、「なんとミッション」として『地域を発展させる』『活力創造人材を生み出す』『収益性を向上させる』を我々の使命と位置付け、取り組んでまいります。

当行グループが10年後に目指すゴールとは、役職員一人ひとりが、「ジブンゴト」として、地域のお客さまの事業や資産運用等についての不安や心配を解消・解決し、最も活力を創造できる『活力創造No.1グループ』になることです。

今後とも、地域のお客さまをはじめ株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって不断に改革を進めてまいりますので、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

取締役頭取 橋本隆史

招集ご通知

証券コード8367
2020年6月10日

奈良市橋本町16番地
株式会社 **南都銀行**
取締役頭取 **橋本 隆史**

株主の皆さまへ

第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月25日（木曜日）午後5時までには議決権を行使いただきますようお願いいたします。

敬 具

..... 記

1 日 時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

2 場 所

奈良市三条本町8-1 ホテル日航奈良 4F 飛天の間

3 目的事項

- 報告事項
1. 第132期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 2. 第132期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主の皆さまの健康と安全を考慮し、当行といたしましては感染リスク防止の観点から、書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使を強くご案内申し上げます。

株主総会に出席される場合

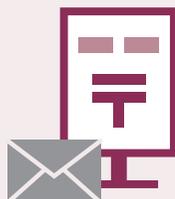


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日（金）
午前10時

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木）
午後5時まで

インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木）
午後5時まで

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんので注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第17条の規定にもとづき、当行ホームページ (<https://www.nantobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ (<https://www.nantobank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票(右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

! 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

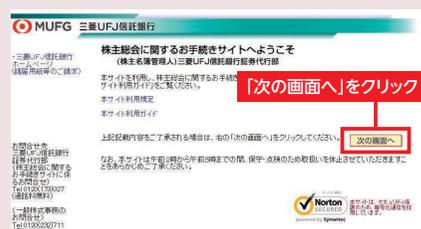
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

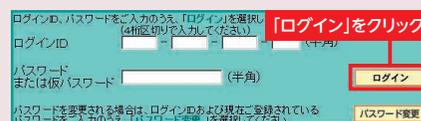
議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする

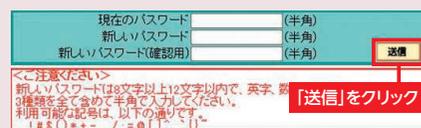
<https://evote.tr.mufg.jp/>



② お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日(木曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- (5) 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (6) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以上

システム等に
関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (受付時間9:00~21:00、通話料無料)

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金40円 総額1,304,267,680円

なお、中間配当金として40円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき80円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

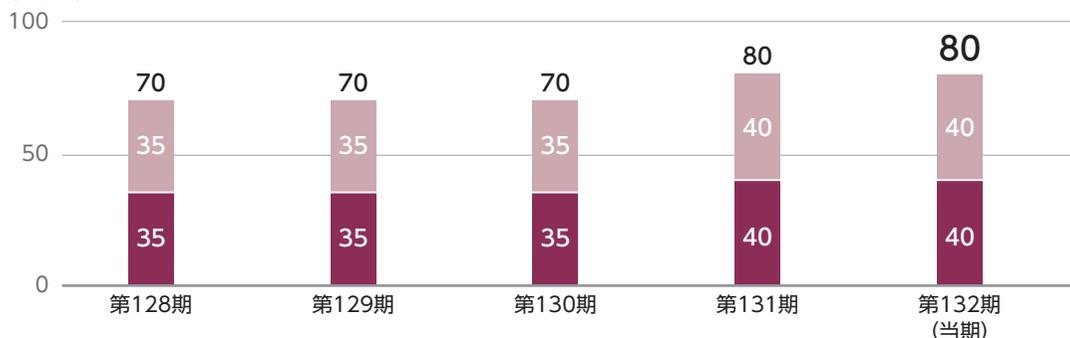
(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

ご参考 1株当たり配当金の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位:円)



※当行は、2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。上記のグラフは、第128期の期首に株式併合が行われたと仮定し、配当金の推移を表記しております。

第2号議案 取締役9名選任の件

石井雅実氏は本年1月6日付で取締役を辞任され、また、取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	橋本隆史 再任	取締役頭取（代表取締役）
2	石田諭 再任	取締役副頭取執行役員（代表取締役）
3	西川恵造 再任	取締役専務執行役員（代表取締役）
4	中室和臣 再任	取締役常務執行役員
5	横谷和也 再任	取締役常務執行役員
6	和田悟 新任	常務執行役員営業推進本部長
7	北村又左衛門 再任 社外 独立役員	取締役（社外取締役）
8	松坂英孝 新任 社外 独立役員	
9	青木周平 新任 社外 独立役員	

1

はし
橋

もと
本

たか
隆

し
史

再任



生 年 月 日

1954年5月20日

所有する当行の株式数

5,611株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 当行入行
 1999年6月 当行上牧支店長
 2001年4月 当行営業統括部京都法人営業室長
 2002年6月 当行営業統括部副部長兼京都法人営業室長
 2003年6月 当行京都支店長
 2005年6月 当行公務部長
 2007年6月 当行取締役人事部長
 2010年6月 当行常務取締役営業統括部長
 2011年6月 当行常務取締役大阪地区本部長
 2013年6月 当行常務取締役
 2014年6月 当行専務取締役
 2015年6月 当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

選任の理由

法令等遵守及び内部管理態勢の構築に取り組み、また率先して反社会的勢力の関係遮断、排除にも取り組むことにより当行に対する公共の信頼維持に努めております。営業推進及び管理・事務部門をはじめ、あらゆる銀行業務に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

2

いし
石

だ
田

さとし
諭

再任



生 年 月 日

1974年10月6日

所有する当行の株式数

510株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 2001年7月 国土交通省総合政策局建設業課
 経営指導係長
 2003年11月 株式会社産業再生機構マネージャー
 2010年7月 株式会社経営共創基盤ディレクター
 2013年8月 金融庁監督局総務課監督調整官
 2015年7月 金融庁総務企画局政策課政策管理官
 2016年7月 金融庁検査局総務課モニタリング企画室長
 2017年7月 金融庁監督局地域金融企画室長
 2018年11月 株式会社経営共創基盤ディレクター
 2019年2月 当行顧問
 2019年4月 当行専務執行役員経営戦略本部長
 2019年6月 当行取締役副頭取執行役員経営戦略本部長（代表取締役）
 2020年4月 当行取締役副頭取執行役員（代表取締役）（現任）
 経営企画部、IT戦略部、人事総務部、大阪ブロック本部担当

選任の理由

企業経営や金融業界全般に精通し、特に企画部門において、多くの企業の経営改革に携わってきた経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる高い知見を有しております。当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者として選任しております。

3

にし
西かわ
川けい
恵ぞう
造

再任



生年月日

1960年2月19日

所有する当行の株式数

4,618株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当行入行
 2002年 6月 当行三山木支店長
 2004年 6月 当行結崎支店長
 2006年 6月 当行石切支店長
 2008年 6月 当行香芝支店長
 2010年 6月 当行審査部副部長
 2012年 4月 当行監査部長
 2013年 6月 当行審査部長
 2014年 6月 当行取締役審査部長
 2015年 6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長
 2016年 4月 当行取締役執行役員東京支店長
 2016年 6月 当行執行役員東京支店長
 2017年 4月 当行常務執行役員東京支店長
 2018年 4月 当行常務執行役員
 2018年 6月 当行取締役常務執行役員
 2019年 4月 当行取締役専務執行役員営業本部長（代表取締役）
 2020年 4月 当行取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）
 リスク統括部、奈良北和ブロック本部、奈良中和ブロック本部担当

選任の理由

法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断排除し、当行に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めています。営業推進及び監査部門ともバランスよく精通し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

4

なか
中むろ
室かず
和おみ
臣

再任



生年月日

1960年8月11日

所有する当行の株式数

3,332株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当行入行
 2005年 6月 当行経営管理部部長代理
 2008年 6月 当行営業統括部次長
 2009年 4月 当行営業統括部グループ長兼FA室部内室長
 兼テレフォンセンター長
 2010年 4月 当行学園前支店長
 2011年 4月 当行総合企画部副部長兼IT投資企画室部内室長
 2013年 4月 当行総合企画部副部長
 2013年 6月 当行営業統括部長
 2015年 4月 当行監査部長
 2015年 6月 当行取締役監査部長
 2016年 4月 当行取締役執行役員個人営業部長
 2016年 6月 当行執行役員個人営業部長
 2017年 4月 当行執行役員監査部長
 2017年 6月 当行取締役執行役員監査部長
 2019年 4月 当行取締役常務執行役員経営管理本部長
 2019年 5月 当行取締役常務執行役員経営管理本部長兼総務部長
 2020年 4月 当行取締役常務執行役員（現任）
 審査部、事務サポート部、奈良南和・和歌山ブロック本部、
 京都ブロック本部担当

選任の理由

法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断排除し、当行に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めています。営業推進、企画部門および監査部門ともバランスよく精通し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

5

よこ
横

たに
谷

かず
和

や
也

再任



生 年 月 日

1962年12月15日

所有する当行の株式数

2,613株

選任の理由

法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断排除し、当行に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性に努めております。企画部門を中心に知識・経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
 2007年 6月 当行総合企画部部長代理
 2011年 4月 当行東生駒支店長
 2012年 8月 当行総合企画部副部長
 2014年 6月 当行総合企画部長
 2016年 4月 当行執行役員経営企画部長
 2018年 4月 当行執行役員公務・地域活力創造部長
 2019年 4月 当行常務執行役員運用本部長
 2019年 6月 当行取締役常務執行役員運用本部長
 2020年 4月 当行取締役常務執行役員（現任）
 東京営業部、地域事業創造部、市場運用部担当

6

わ
和

だ
田

さとの
悟

新任



生 年 月 日

1961年6月23日

所有する当行の株式数

3,913株

選任の理由

法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断排除し、当行に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性に努めております。営業推進、企画部門及び審査部門ともバランスよく精通し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当行入行
 2006年 6月 当行名張東支店長
 2008年 6月 当行八尾支店長
 2010年10月 当行京都支店長
 2012年 4月 当行郡山支店長
 2014年 4月 当行公務・地域活力創造部長
 2015年 6月 当行審査部長
 2016年 4月 当行執行役員審査部長
 2018年 4月 当行執行役員経営企画部長
 2019年 4月 当行常務執行役員奈良北和ブロック本部長
 2020年 4月 当行常務執行役員営業推進本部長（現任）
 営業サポート部、法人営業部、個人営業部担当

7 ^{きた むら} 北村 ^{また ざ え もん} 又左衛門

再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 1988年 2月 北村林業株式会社取締役
 2005年 9月 同社代表取締役社長（現任）
 2016年 6月 当行社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

北村林業株式会社代表取締役社長

生 年 月 日

1954年8月6日

所有する当行の株式数

4,610株

選任の理由

企業経営者として長年企業経営に携わっており、経営全般に精通し、高い見識を活かした意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験を有することから社外取締役候補者として選任しております。

8 ^{まつ} 松 ^{ざか} 坂 ^{ひで} 英 ^{たか} 孝

新任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 大阪瓦斯株式会社入社
 2009年 6月 同社執行役員企画部長
 2011年 4月 同社常務執行役員資源・海外事業部長
 2011年 6月 同社取締役常務執行役員資源・海外事業部長
 2014年 4月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長
 2015年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
 2019年 4月 株式会社オージーキャピタル取締役会長（現任）
 2019年 6月 大阪瓦斯株式会社顧問（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社オージーキャピタル取締役会長
 大阪瓦斯株式会社顧問

生 年 月 日

1958年2月22日

所有する当行の株式数

0株

選任の理由

企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、大所高所から経営への意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる高い知見を有することから、社外取締役候補者として選任しております。

9

あ お
青

き
木

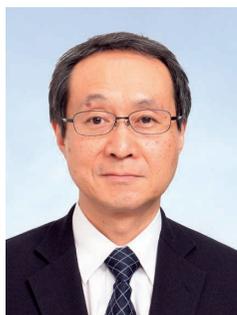
しゅう
周

へい
平

新任

社外

独立役員



生 年 月 日

1958年7月6日

所有する当行の株式数

0株

選任の
理由

金融業界全般に精通し、社外取締役役に期待される役割を十分に認識しており、高い見識を活かした大所高所から経営への意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験を有することから、社外取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 日本銀行入行
2003年11月 同行横浜支店長
2005年7月 同行システム情報局次長
2008年5月 同行米州統括役・兼ニューヨーク事務所長
2011年6月 同行金融市場局長
2013年5月 同行決済機構局長
2014年7月 株式会社日立製作所理事
2020年4月 同社エグゼクティブストラテジスト囑託（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社日立製作所エグゼクティブストラテジスト囑託

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 北村又左衛門氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 北村又左衛門氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員および当行が定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- また、松坂英孝、青木周平の両氏につきましても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員および当行が定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、本総会において両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 本総会において北村又左衛門氏の選任が承認された場合、当行は社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。
- また、本総会において松坂英孝、青木周平の両氏の選任が承認された場合につきましても、同様の契約の締結を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 半田隆雄、中村正博の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 ^{はん} 半 ^だ 田 ^{たか} 隆 ^お 雄

再任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当行入行
- 2002年 6月 当行けいはんなプラザ支店長
- 2004年 6月 当行名張支店長
- 2006年 6月 当行大阪北支店長
- 2008年 11月 当行大阪北支店長
兼営業統括部大阪西法人営業室長
- 2009年 1月 当行大阪中央営業部副部長
- 2009年 10月 当行高田支店長
- 2011年 10月 当行経営管理部長
- 2013年 6月 当行取締役バリュー開発部長
- 2014年 6月 当行取締役人事部長
- 2016年 4月 当行取締役執行役員人事部長
- 2016年 6月 当行常勤監査役（現任）

生 年 月 日

1958年12月25日

所有する当行の株式数

5,009株

選任の理由

法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断排除し、当行に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めております。銀行業務全般に精通しており、取締役の職務執行を監査するための高い知見を有しており、監査役として適任であることから候補者として選任しております。

2

みつ
三

いし
石

もとい
基

新任

社外

独立役員



生 年 月 日

1963年9月23日

所有する当行の株式数

0株

選任の
理由

金融機関における長年の実務経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を的確、公正に遂行できる高い見識を有することから、社外監査役候補者として選任しております。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1987年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2012年 5 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）タイ
総支配人兼バンコック支店長
- 2013年 6 月 同行執行役員タイ総支配人兼バンコック支店長
- 2015年 1 月 同行執行役員アユタヤ銀行派遣（副頭取）
- 2015年 7 月 同行執行役員アジア・オセアニア本部副本部長（特命担当）
兼アジア・オセアニア営業部長兼シンガポール支店長
- 2017年 5 月 同行常務執行役員トランザクションバンキング本部長
- 2018年 7 月 株式会社三菱UFJ銀行常務執行役員決済ビジネス本部長並びに
グローバルコマースバンキング部門長補佐
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員決済
ビジネスユニット長
- 2019年 6 月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社
長（現任）

（重要な兼職の状況）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社長

- 注
1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 三石基氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員および当行が定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、本総会において同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
 3. 本総会において三石基氏の選任が承認された場合、当行は社外監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約の締結を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本決議の効力は、当行定款の定めにより、4年後の定時株主総会開始の時までとなりますが、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本決議の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

やす い きよ み
安 井 聖 美 社 外 独立役員



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所
 1994年 2月 公認会計士登録
 2007年 9月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退所
 2008年10月 安井公認会計士事務所所長（現任）
 2008年11月 税理士登録
 2013年 7月 日本公認会計士協会近畿会幹事（現任）
 2019年 7月 日本公認会計士協会近畿会経営委員会委員長（現任）

(重要な兼職の状況)

安井公認会計士事務所所長
 日本公認会計士協会近畿会幹事
 日本公認会計士協会近畿会経営委員会委員長

生 年 月 日

1964年10月16日

所有する当行の株式数

100株

選任の理由

公認会計士及び税理士並びにコンサルタントとしての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有し、その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、補欠の社外監査役候補者として選任しております。

- 注 1. 安井聖美氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 安井聖美氏が社外監査役に就任された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員および当行が定める「独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
3. 安井聖美氏が社外監査役に就任された場合、当行は同氏との間で、社外監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約の締結を予定しております。

独立性判断基準

社外取締役及び社外監査役の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- (1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者。
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

(注1) 「最近」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」

- ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。
- ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。

(注3) 「多額」

過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。

(注4) 「主要株主」

当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。

(注5) 「重要」

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。

(注6) 「近親者」

二親等内の親族。

第132期 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

● 銀行の主要な事業内容

当行は、奈良県を中心として京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、ならびに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務、信託業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

● 金融経済環境

<国内経済及び金融情勢>

当期におけるわが国経済につきましては、消費税の増税や米中貿易摩擦による海外経済の不確実性の高まりに加え、年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、これまで改善傾向が続いていた雇用や所得環境への影響が懸念されます。

一方、金融面におきましては、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」により、超低金利政策が継続されました。また、日経平均株価は期初の21,000円台から本年1月には24,000円台まで上昇しましたが、3月には一時16,000円台まで下落し当期末は18,000円台後半となりました。

<地元経済>

奈良県におきましては、期初から個人消費を中心に景気は緩やかな回復基調となりましたが、年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症が、観光産業を中心とした地元経済の急速な下押し圧力となっています。

● 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のもと、足元では新型コロナウイルス感染症拡大に対し、地域金融機関として臨機かつ柔軟にお客さまに必要なサービスの提供を行うなど、地域に密着した着実な営業活動を展開し営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めております。

<個人向け商品・サービス>

本年2月に「<ナント>コンサルティングステーション」を「ほけんの窓口@南都銀行 イオンモール橿原店」内に設置いたしました。「保険相談窓口」に加えて、土・日曜日には「資産運用相談」・「ローン相談」の窓口を設置することで、ワンストップでお客さまの様々なご相談に対応できる態勢を整えました。

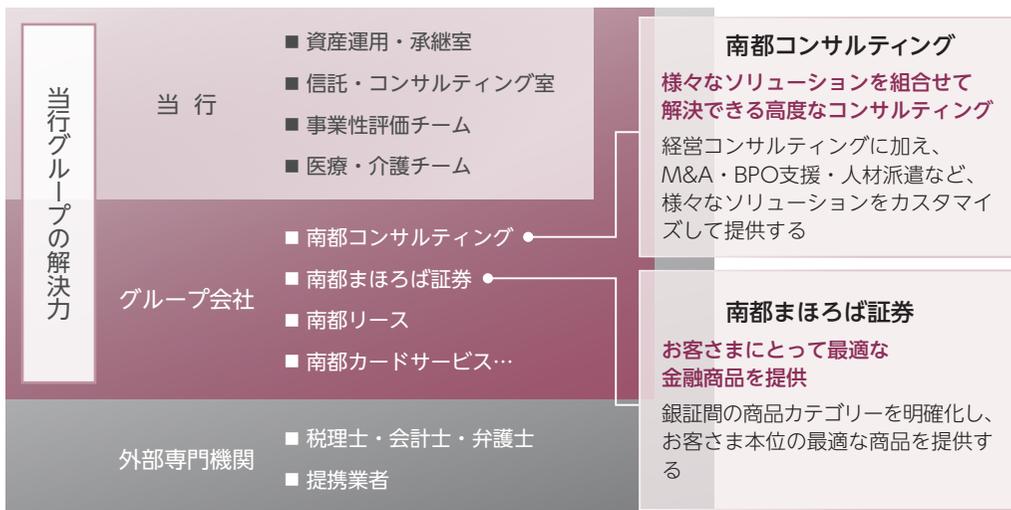
昨年3月に「銀・証」連携の一環として資産運用の多様化ニーズにお応えするために開業いたしました「南都まほろば証券」を活用した「証券ビジネス」や、相続ニーズにお応えするために2017年から開始いたしました「信託ビジネス」など、お客さまのニーズに合わせたコンサルティング営業に継続して、取り組んでまいりました。

また、昨年12月にはスマートフォンアプリ「Wallet+（ウォレットプラス）」のサービスを開始いたしました。口座残高や収支の明細の確認やアプリ内で口座を開設し貯蓄できる金融機能をはじめ、お金にまつわる情報の配信やお得なクーポンの獲得といった金融と非金融、日常と非日常をシームレスに繋ぐ新しいマネーサービスです。

<法人向け商品・サービス>

昨年7月には「南都コンサルティング株式会社」を設立し、お客さまが抱える真の経営課題に対しまして、高いスキル・ノウハウ等をもって解決の支援を行うなど、より専門性の高いコンサルティングを提供できる体制を構築いたしました。

その他、お客さまの多様化するニーズにお応えするため、事業承継・M&A支援やビジネスマッチング、外国為替取引や私募債の引受など、幅広い課題解決手段の提供に取り組んでいます。



<地域の活性化>

当行は、昨年2月に参画企業が相互に幅広く連携・協力し、人材育成やまちづくりを通じて、奈良県の活性化を目指すプロジェクト「N. PARK PROJECT」へ参画し、第一弾として、昨年8月にセミナー「経営者を動かすオーダーの作り方」を開催いたしました。

また、昨年9月には、株式会社NOTE及びSMFLみらいパートナーズ株式会社と、奈良古民家まちづくりパートナーズ株式会社を共同で設立し、「奈良古民家まちづくりファンド投資事業有限責任組合」を組成することに合意しました。スポンサー3社のそれぞれが有する幅広い知見・ノウハウ及びネットワークを駆使し、古民家再生事業者を資金面や経営面でサポートすることで、奈良県の古民家をはじめとする歴史的建築物を活用したまちづくりを支援しています。

<営業体制の強化・店舗の再編>

当行は、営業体制の強化と店舗ネットワークの再編に継続して取り組んでいます。

昨年4月に「お客さま本位のより質の高い営業活動」を展開するため、5つのブロック本部を中心とした「ブロック・エリア営業体制」を新たに導入いたしました。各ブロックの本部長が地域ごとに多様化・個別化する課題やニーズに応じた地域戦略の策定およびその実現に向けた企画・立案を行うとともに、地域金融機関として地域経済の活性化に努めています。

本年3月には、近隣に当行の店舗がない地域のお客さまの利便性の維持・向上を図るため、黒滝郵便局内に当行のお客さまの手続きを可能とした「共同窓口」を、業界で初めて設置いたしました。

また、本年1月からは6月の完了を目指し、38か店について「共同店舗[※]」・「隔日営業」・「時短営業」の「店舗ネットワークの再編」に取り組んでおり、このうち3月末時点におきましては、当初計画通り18か店を実施いたしました。この結果、当期末の店舗ネットワークは、本支店・出張所が138か店(うち共同店舗13か店)、インターネット支店が1か店、代理店が1か店となり、営業拠点数は127か店となりました。

※ 共同店舗…同じ店舗内に複数の支店・出張所が営業する店舗形態

店舗ネットワークの再編の状況

店舗ネットワーク 再編	時短営業	4店舗	2020年1月6日完了
	共同店舗	30店舗	2020年6月1日完了
	隔日営業	4店舗	2020年4月6日完了
お客さまの利便性 維持に向けた取組み	郵便局への共同窓口・当行ATM設置		
	共同窓口	黒滝郵便局に設置	2020年3月26日完了
	当行ATM	4郵便局に設置	2020年6月1日完了

次に当期の業績は以下のとおりとなりました。

<預 金>

預金は、個人預金や法人預金が堅調に推移したことから、期中1,246億円増加し、当期末残高は5兆421億円となりました。一方、譲渡性預金については、期中142億円減少し、当期末残高は73億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、地域経済の活性化に向けて、法人や個人のお客さまの様々な資金ニーズや地方公共団体からの資金のご要請にも積極的にお応えいたしました。この結果、貸出金は期中718億円増加し、当期末残高は3兆4,771億円となりました。

<有価証券>

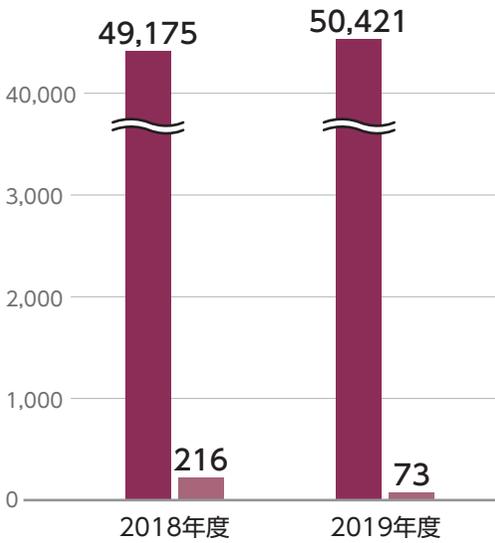
市場動向を注視しつつ運用を行った結果、有価証券は国債や外国債券を中心として期中923億円減少し、当期末残高は1兆3,457億円となりました。

<損 益>

金融緩和が継続し、貸出金利鞘が縮小するなど依然として厳しい収益環境が続くなか、役務取引等利益、国債等債券損益も増加しましたが、新型コロナウイルスの影響から、保守的に与信関連費用を積みまし、株式等損益も減少したことなどから、経常利益は前期と比べ28億円減少して74億円となりました。また、当期純利益は前期に計上した退職給付制度改定益といった特殊要因がないため、前期と比べ78億円減少して33億円となりました。

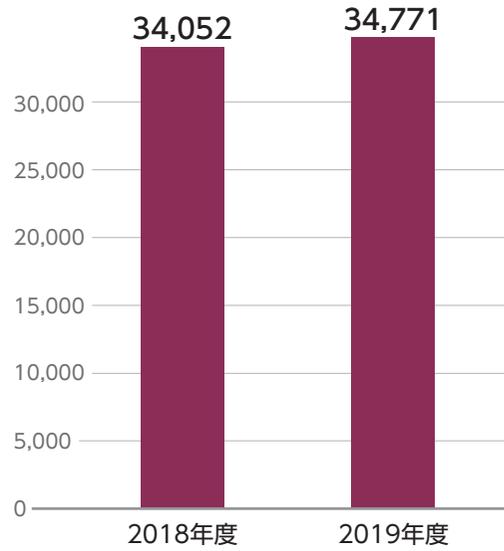
預 金

(単位:億円) ■ 預金 ■ 譲渡性預金



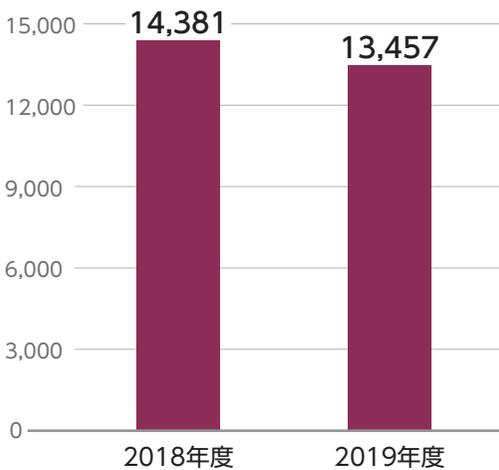
貸出金

(単位:億円)



有価証券

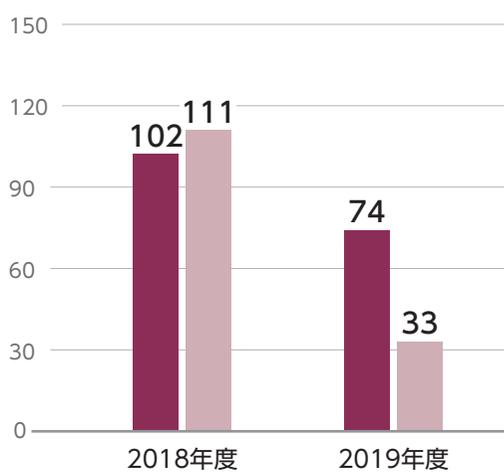
(単位:億円)



損 益

(単位:億円)

■ 経常利益 ■ 当期純利益



● 当行の対処すべき課題

年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、内外経済はともに急速に悪化しております。当行は新型コロナウイルス感染症拡大の一刻も早い収束を願うとともに、社会機能に必要な金融インフラとして、休日もご相談いただける「特別相談窓口」の設置や「新型コロナウイルス対応緊急資金」の提供などに努めております。今回、お伺いしたお客さまのお悩みや課題について、その解決に向けて臨機かつ柔軟に取組みを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応

地域・ お客さま	資金繰り 支援体制・仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「特別相談窓口」「電話相談窓口」の設置 ■ 奈良県および全国統一の無利子・無保証制度 ■ 当行独自の緊急融資の新設 ■ 営業店長権限拡大によるスピーディーな融資対応
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 店頭窓口における「飛沫防止パネル」、「フェイスシールド」の使用
行員	行内の 感染防止・BCP対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 隔日出勤体制の導入（非出勤日はテレワーク） ■ 全営業店にて昼休業体制導入 ■ 高重症化リスク者や妊娠中の従業員に配慮した勤務体制の整備

さて、当行を取り巻く環境は、長引く金融緩和策や将来の人口減少によるマーケット縮小、そして異業種による金融業参入等も考えますと、今後の経営環境はますます厳しさを増していくものと予想されます。

当行は、2020年から2030年までの10年間を計画期間とする経営計画「なんとミッションと10年後に目指すゴール」を策定し、本年4月よりスタートさせました。

本経営計画におきましては、改めて当行の使命を整理し、「なんとミッション」として「地域を発展させる」「活力創造人材を生み出す」「収益性を向上させる」を我々の使命といたしました。

この「なんとミッション」を果たしていくために、当行は「目指すべきゴールを明確にすること」、そしてゴールに向けて「不断にPDCAを廻していく」ことを宣言しております。

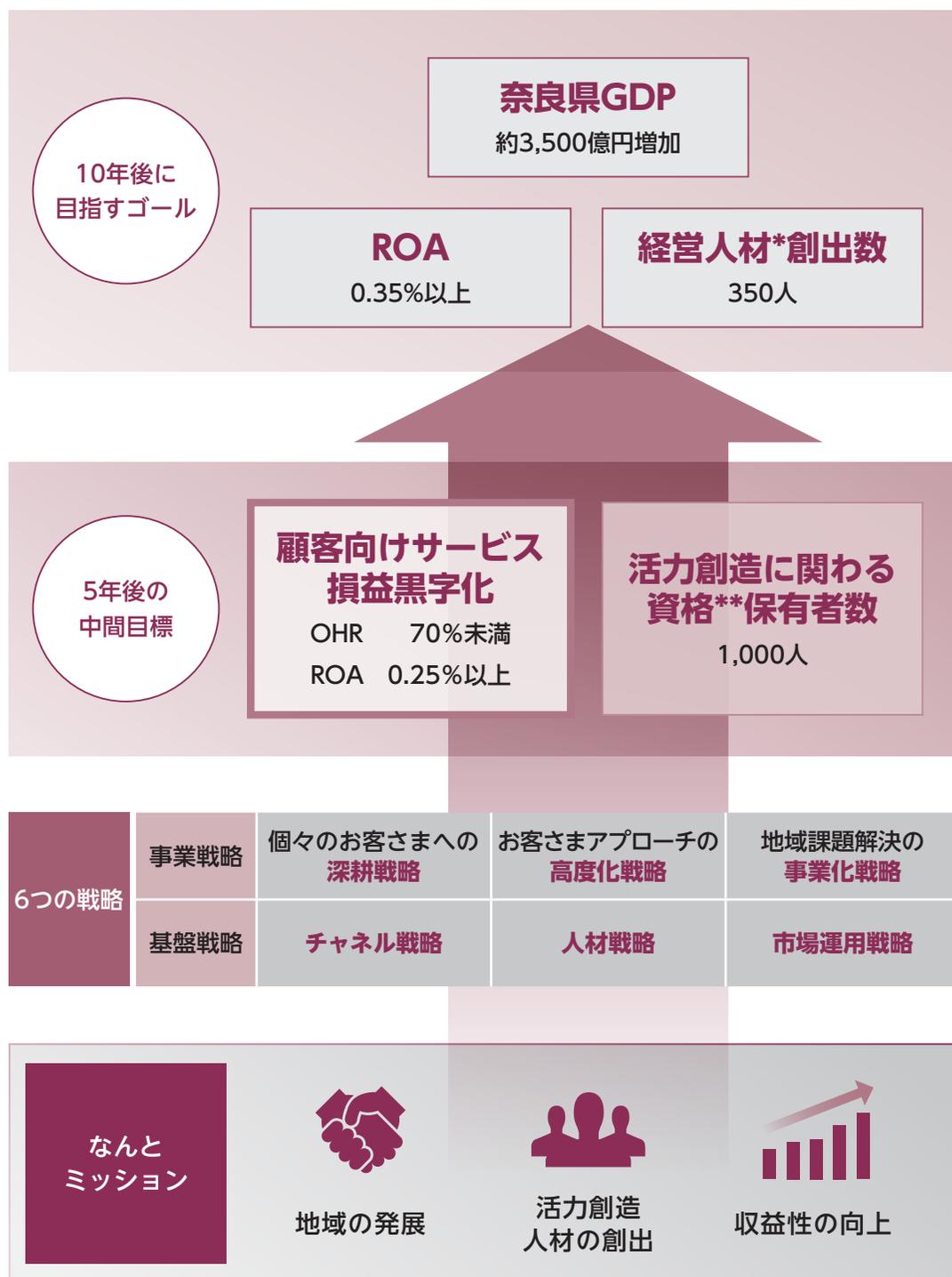
当行グループが目指すべき10年後のゴールとは、地域のお客さまの事業や資産等についての不安や心配を解消・解決し、最も活力を創造できる「活力創造No.1グループ」になることです。

10年後のゴールを見据えた、まずは5年後の中間目標として「顧客向けサービス損益黒字化」「OHR 70%未満」「ROA 0.25%以上」「活力創造に関わる資格保有者数 1,000人」を設定しており、これらの実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

当行は特に5年後の「顧客向けサービス損益黒字化」を、主にコスト・リソースの最適化によって実現したいと考えておりますが、それと並行して新たなビジネスモデルの確立を目指してまいります。新たなビジネスモデルとは、「生産性向上」「事業承継」「資産形成」といった個々のお客さまの抱える永続的な課題と、「観光」「事業創出」といった地域固有の課題を収益化して解決することで、地域・お客さま・当行の持続的成長を目指す取組みです。

役職員一同持てる力を最大限発揮して、企業価値の更なる向上に尽力してまいりる決意でありますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本経営計画の概要



* 地域のお客さまと経営の意思決定をご一緒できる人材

** 応用情報技術者、中小企業診断士、宅建、FP1級、簿記2級およびそれらと同等以上の資格

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	47,477	48,269	49,175	50,421
定期性預金	21,019	20,207	19,507	18,983
その他	26,457	28,061	29,667	31,438
社債	—	—	—	—
貸出金	32,623	33,408	34,052	34,771
個人向け	9,328	9,725	9,951	10,044
中小企業向け	11,021	11,580	12,069	12,287
その他	12,272	12,103	12,032	12,438
商品有価証券	0	—	—	—
有価証券	16,880	15,406	14,381	13,457
国債	6,135	4,905	3,151	1,641
地方債	1,840	1,760	1,179	1,751
その他	8,904	8,741	10,049	10,064
総資産	58,029	57,917	57,822	56,538
内国為替取扱高	230,707	235,779	242,062	251,457
外国為替取扱高	百万ドル 1,281	百万ドル 1,563	百万ドル 2,042	百万ドル 1,495
経常利益	百万円 16,059	百万円 17,175	百万円 10,258	百万円 7,446
当期純利益	百万円 12,116	百万円 12,823	百万円 11,143	百万円 3,323
1株当たり当期純利益	円 銭 451 46	円 銭 407 34	円 銭 341 84	円 銭 101 94
信託財産	百万円 —	百万円 2,850	百万円 6,446	百万円 6,763
信託報酬	百万円 —	百万円 28	百万円 29	百万円 13

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2016年10月1日付で10株を1株に株式併合しております。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,482人	2,551人
平均年齢	39年6月	38年10月
平均勤続年数	17年1月	16年6月
平均給与月額	417千円	406千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。なお、出向者を当年度末140人（前年度末123人）含んでおります。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
奈良県	91	(20)	91	(20)
京都府	15	(4)	15	(4)
大阪府	20	(ー)	20	(ー)
和歌山県	8	(2)	8	(2)
三重県	3	(2)	3	(2)
兵庫県	1	(ー)	1	(ー)
東京都	1	(ー)	1	(ー)
合計	139	(28)	139	(28)

- 注 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所）、店舗外現金自動設備を192か所（前年度末195か所）それぞれ設置しております。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で12,349か所（前年度末12,377か所）、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で23,389か所（前年度末23,367か所）及び株式会社ローソン銀行と共同で13,330か所（前年度末13,441か所）それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
神宮前支店 イオンモール橿原出張所	奈良県橿原市曲川町七丁目20番1号

- 注 1. 当年度において、法隆寺支店 法隆寺駅前出張所及び南支店 永井出張所を廃止いたしました。
2. 当年度において、なんぎん代理店株式会社が運営していた新子代理店を上市支店 新子出張所へ変更いたしました。
3. 当年度において、東京支店を位置変更し、営業所名を東京営業部といたしました。
4. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
- | | |
|---------------------|--------------|
| 上市支店 吉野町新子出張所 | (奈良県吉野郡吉野町) |
| 天理支店 櫛本町出張所 | (奈良県天理市) |
| 王寺支店 王寺北出張所 | (奈良県北葛城郡王寺町) |
| 法隆寺支店 万代法隆寺店出張所 | (奈良県生駒郡斑鳩町) |
| 南支店 永井出張所 | (奈良県奈良市) |
| 橿原支店 石原田町出張所 | (奈良県橿原市) |
| 名張支店 名張夏見出張所 | (三重県名張市) |
| 高田支店 高田西町出張所 | (奈良県大和高田市) |
| 王寺支店 三郷町出張所 | (奈良県生駒郡三郷町) |
| 王寺支店 スーパーヤオヒコ三郷店出張所 | (奈良県生駒郡三郷町) |
| 大淀支店 黒滝郵便局出張所 | (奈良県吉野郡黒滝村) |
| 本店営業部 奈良市役所内出張所 | (奈良県奈良市) |
5. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
- | | |
|--------------------------|-------------|
| 郡山支店 矢田山出張所 | (奈良県大和郡山市) |
| 郡山支店 美濃庄出張所 | (奈良県大和郡山市) |
| 大阪支店 近鉄小阪駅出張所 | (大阪府東大阪市) |
| 羽曳野支店 近鉄藤井寺駅出張所 | (大阪府藤井寺市) |
| 高田支店 デイリーヤマザキ近鉄高田市駅前店出張所 | (奈良県大和高田市) |
| 河内長野支店 ジャンボスクエア河内長野出張所 | (大阪府河内長野市) |
| 大阪東支店 フレスポ長田出張所 | (大阪府東大阪市) |
| 新庄支店 ハーモニープラザ出張所 | (奈良県大和高田市) |
| 加茂支店 和束出張所 | (京都府相楽郡和束町) |
| 城陽支店 近鉄寺田駅西出張所 | (京都府城陽市) |
| 吉田支店 近鉄河内花園駅前出張所 | (大阪府東大阪市) |
| 大東支店 イオンモール四条畷出張所 | (大阪府四条畷市) |
| 生駒支店 壱分出張所 | (奈良県生駒市) |
| 城陽支店 友が丘出張所 | (京都府城陽市) |
| 宇治大久保支店 久津川出張所 | (京都府城陽市) |

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
なんぎん代理店株式会社	奈良市南京終町一丁目93番地2	—

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,121
----------------	-------

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
東京営業部の移転	184	184
ソフトウェアの取得	3,026	3,026
リース資産の取得	335	335
(処分・除却)		

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要 業務内容	設立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	
南都マネジメントサービス株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	子会社管理業	1969年 11月8日	40	100	—
南都ビジネスサービス株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	銀行の事務 代行等業務	1984年 6月1日	10	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	信用保証業	1984年 10月9日	10	100 (100)	—
南都リース株式会社	奈良市大森町 52番地の1	リース業	1984年 12月22日	500	100 (100)	—
南都コンピュータサービス株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	ソフトウェア 開発等業務	1986年 7月1日	10	100 (100)	—
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	投資顧問業	1986年 11月21日	120	100 (100)	—
南都ディーシーカード株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	1990年 10月12日	50	100 (100)	—
南都カードサービス株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	1990年 12月10日	50	100 (100)	—
南都コンサルティング株式会社	奈良市橋本町16	コンサルティ ング業	1991年 3月18日	45	100 (100)	—
なんぎん代理店株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	銀行代理業	2009年 10月6日	50	100	—
なんとチャレンジド株式会社	奈良市南京終町 一丁目93番地2	銀行の事務 代行等業務	2018年 8月24日	20	100 (100)	—
南都まほろば証券株式会社	奈良市西大寺東町 2丁目1番56号	金融商品 取引業	1944年 11月25日	3,000	100 (100)	—

- 注 1. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は間接議決権比率であります。
2. 2019年9月2日付で当行の子会社の管理業務の一部を会社分割（吸収分割）により当行の100%子会社である南都地所株式会社へ承継のうえ、同日付で南都地所株式会社を南都マネジメントサービス株式会社へ商号変更し、中間持株会社といたしました。南都マネジメントサービス株式会社は、同日付で資本金を30百万円から40百万円に増額しております。
3. 南都スタッフサービス株式会社は2019年6月17日付で資本金を20百万円から45百万円に増額し、2019年7月1日付で南都コンサルティング株式会社へ商号変更いたしました。従来、南都スタッフサービス株式会社（現南都コンサルティング株式会社）が行っていた有料職業紹介業務等につきましては、2019年9月9日に南都マネジメントサービス株式会社が吸収分割により承継いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植野 康夫	取締役会長		
橋本 隆史	取締役頭取(代表取締役)		
石田 諭	取締役副頭取執行役員 (代表取締役) 経営戦略本部長 経営企画部、デジタル戦略 部、リスク管理部、事務企 画部、人事企画部担当		
西川 恵造	取締役専務執行役員 (代表取締役) 営業本部長 ブロック本部、ソリュー ション営業部担当		
中室 和臣	取締役常務執行役員 経営管理本部長兼総務部長 法務企画部、審査部、総務 部、事務集中部担当		
横谷 和也	取締役常務執行役員 運用本部長 市場運用部、東京営業部 担当		
中川 洋	取締役(社外取締役)	三菱石油株式会社 取締役(社外取締役)	
北村 又左衛門	取締役(社外取締役)	北村林業株式会社 代表取締役社長	
箕輪 尚起	監査役(常勤)		
半田 隆雄	監査役(常勤)		
中村 正博	監査役(社外監査役)	株式会社丸の内よろず 顧問	
倉橋 孝壽	監査役(社外監査役)	近鉄グループホールディン グス株式会社取締役 近鉄不動産株式会社 代表取締役社長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
(当年度中に退任した役員)			
箕輪 尚起	取締役		2019年 6月27日退任
萩原 徹	取締役		2019年 6月27日退任
橋本 正昭	監査役 (常勤)		2019年 6月27日退任
吉川 勝久	監査役 (社外監査役)	学校法人帝塚山学園 理事長	2019年 6月27日退任
石井 雅実	取締役 (社外取締役)	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 顧問 東洋アルミニウム株式会社 取締役 (社外取締役)	2020年 1月6日辞任

- 注 1. 取締役 中川洋氏及び北村又左衛門氏並びに監査役 中村正博氏及び倉橋孝壽氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
3. 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
和田 悟	常務執行役員	奈良北和ブロック本部長
大西 知巳	執行役員	市場運用部長
西川 和伸	執行役員	経営企画部長
小中 貴弘	執行役員	奈良南和・和歌山ブロック本部長
杉浦 剛	執行役員	奈良中和ブロック本部長
大田 直樹	執行役員	特命担当
本多 浩治	執行役員	大阪ブロック本部長
藪内 章良	執行役員	人事企画部長 兼働き方改革推進室部内室長
西岡 英俊	執行役員	京都ブロック本部長
岡本 耕誌	執行役員	審査部長 兼事業活性化支援室部内室長
春日 英達	執行役員	ソリューション営業部長
橋本 雅至	執行役員	監査部長

4. 2020年4月1日付で以下のとおり役員及び取締役を兼任していない執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

① 役員

(2020年4月1日現在)

氏名	地位	担当
石田 諭	取締役副頭取執行役員 (代表取締役)	経営企画部、IT戦略部、人事総務部、 大阪ブロック本部担当
西川 恵造	取締役専務執行役員 (代表取締役)	リスク統括部、奈良北和ブロック本部、 奈良中和ブロック本部担当
中室 和臣	取締役常務執行役員	審査部、事務サポート部、 奈良南和・和歌山ブロック本部、 京都ブロック本部担当
横谷 和也	取締役常務執行役員	東京営業部、地域事業創造部、 市場運用部担当

② 取締役を兼務していない執行役員

(2020年4月1日現在)

氏名	地位	担当
和田 悟	常務執行役員 営業推進本部長	営業サポート部、法人営業部、 個人営業部担当
西川 和伸	執行役員	奈良北和ブロック本部長
大田 直樹	執行役員	地域事業創造部長
藪内 章良	執行役員	人事総務部長
春日 英達	執行役員	営業サポート部長 兼デジタル推進室内室長
田原 久義	執行役員	事務サポート部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	11名	210
監査役	6名	40
計	17名	251

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2019年6月27日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名並びに2020年1月6日付で辞任した取締役1名を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額18百万円を含めております。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、2010年6月29日開催の第122期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等につきましては、取締役会が報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定め、本方針に基づき報酬額等を決定しております。
- 取締役の報酬等については、役位別の責務に応じ固定的な報酬として支給する「月額報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」とする。
- ・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき取締役会の決議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額600百万円以内とする。
 - ・「業績及び企業価値の向上」と「株主重視の経営意識向上」を図るため、株式報酬型ストック・オプションを割り当てる。株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額70百万円以内とする。
- また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とする。
- ・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とする。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中川 洋 (取締役)	
北村 又左衛門 (取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
中村 正博 (監査役)	
倉橋 孝壽 (監査役)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中川 洋 (取締役)	三愛石油株式会社の社外取締役であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。
北村 又左衛門 (取締役)	北村林業株式会社の代表取締役社長であります。 なお、同社と当行との間には定常的な銀行取引があり、また、同社は当行株式を保有しておりますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
石井 雅実 (取締役)	2020年1月6日付で当行社外取締役を辞任しておりますが、在任中、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の顧問及び東洋アルミニウム株式会社の社外取締役でありました。 損害保険ジャパン日本興亜株式会社と当行との間には定常的な銀行取引があり、また、同社は当行株式を保有しておりますが、同社と当行との関係は、同氏の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。 また、東洋アルミニウム株式会社と当行との間には特別な関係はありません。
中村 正博 (監査役)	株式会社丸の内よろずの顧問であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。
倉橋 孝壽 (監査役)	近鉄グループホールディングス株式会社の取締役及び近鉄不動産株式会社の代表取締役社長であります。 なお、近鉄グループホールディングス株式会社と当行との間には定常的な銀行取引があり、当行は同社株式を保有しております。 また、近鉄不動産株式会社と当行との間には定常的な銀行取引があります。 これら2社と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中川 洋 (取締役)	3年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	金融機関における長年の実務経験が豊富で、その専門的な知識を活かして、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
北村 又左衛門 (取締役)	3年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
石井 雅実 (取締役)	8ヵ月	2019年6月27日就任以降、2020年1月6日に辞任するまでの当該事業年度開催の取締役会7回のうち5回に出席しております。	企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
中村 正博 (監査役)	3年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。
倉橋 孝壽 (監査役)	10ヵ月	2019年6月27日就任以降開催の取締役会10回の全てに出席し、また、2019年6月27日以降開催の監査役会9回の全てに出席しております。	企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	30	—

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2019年6月27日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名及び2020年1月6日付で辞任した取締役1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 64,000千株

発行済株式の総数 33,025千株

(自己株式418千株を含む)

注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 14,870名

(3) 大株主(上位10名)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,002	6.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,475	4.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,115	3.42
日本生命保険相互会社	1,053	3.22
明治安田生命保険相互会社	1,043	3.19
南都銀行従業員持株会	842	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	666	2.04
住友生命保険相互会社	662	2.03
株式会社三菱UFJ銀行	508	1.55
JP MORGAN CHASE BANK 385151	502	1.54

注 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(418千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 松本 学 指定有限責任社員 紀平 聡志	64	<p>当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、F A T C A 対応に関する支援業務、A M L / C F T 態勢整備に関する支援業務、システムリスク管理態勢整備に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。</p>

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は92百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い解任又は不再任が妥当と判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

該当ありません。

計算書類

第132期末(2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金 預 け 金	693,371	預 金	5,042,168
現 預 け 金	55,418	当 座 預 金	146,664
預 け 金	637,952	普 通 預 金	2,904,214
買 入 金 銭 債 権	2,412	貯 蓄 預 金	23,597
金 銭 の 信 託	38,000	通 知 預 金	1,499
有 価 証 券	1,345,737	定 期 預 金	1,898,309
国 債	164,170	そ の 他 の 預 金	67,883
地 方 債	175,114	譲 渡 性 預 金	7,370
社 債	267,455	コ ー ル マ ネ ー	5,441
株 式	67,764	売 現 先 勘 定	42,475
そ の 他 の 証 券	671,232	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	135,144
貸 出 金	3,477,147	借 用 金	127,975
割 引 手 形	16,352	借 入 金	127,975
手 形 貸 付	58,668	外 国 為 替	155
証 書 貸 付	3,103,239	売 渡 外 国 為 替	97
当 座 貸 越	298,886	未 払 外 国 為 替	58
外 国 為 替	1,114	信 託 勘 定 借 債	6,763
外 国 他 店 預 け	1,041	そ の 他 負 債	23,734
買 入 外 国 為 替	25	未 決 済 為 替 借	94
取 立 外 国 為 替	47	未 払 法 人 税 等	1,109
そ の 他 資 産	52,922	未 払 費 用	2,987
未 決 済 為 替 貸	216	前 受 収 益	1,068
前 払 費 用	252	金 融 派 生 商 品	1,645
未 取 収 益	3,333	リ ー ス 債 務	1,281
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	162	資 産 除 去 債 務	563
金 融 派 生 商 品	1,899	そ の 他 の 負 債	14,984
そ の 他 の 資 産	47,059	退 職 給 付 引 当 金	10,290
有 形 固 定 資 産	37,791	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	216
建 物	10,133	偶 発 損 失 引 当 金	1,101
土 地	24,505	支 払 承 諾	6,615
リ ー ス 資 産	1,344	負 債 の 部 合 計	5,409,452
建 設 仮 勘 定	1	純 資 産 の 部	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,806	資 本 金	37,924
無 形 固 定 資 産	6,089	資 本 剰 余 金	27,488
ソ フ ト ウ エ ア	5,419	資 本 準 備 金	27,488
リ ー ス 資 産	17	利 益 剰 余 金	177,500
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	651	利 益 準 備 金	13,257
繰 延 税 金 資 産	10,929	そ の 他 利 益 剰 余 金	164,243
支 払 承 諾 見 返	6,615	別 途 積 立 金	159,540
貸 倒 引 当 金	△18,246	繰 越 利 益 剰 余 金	4,703
		自 己 株 式	△1,745
		株 主 資 本 合 計	241,168
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,340
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△162
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,177
		新 株 予 約 権	88
		純 資 産 の 部 合 計	244,433
資 産 の 部 合 計	5,653,885	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,653,885

第132期末(2019年4月1日から2020年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	72,075
資金運用収益	44,681
貸出証券利息配当	30,189
有価証券の利息	13,977
預け金の利息	2
その他の受入利息	407
信託報酬	105
役員受取益	13
業務引当金	11,168
受入為替手数料	2,684
その他の役員受取益	8,484
その他の業務収益	7,937
外国為替売却益	429
商債等債権売却益	0
その他の債権売却益	7,506
その他の経常収益	0
償却益	8,274
株式等売却益	285
株金の売却益	6,750
その他の信託運用益	171
その他の経常収益	1,067
経常費用	64,628
資金調達費用	3,129
預渡金性預金利息	539
売現マ先利	2
債借取引支払利息	37
借入金支払利息	1,236
リースの支払利息	422
その他の支払利息	746
業務引当金の支払利息	96
役員支取費用	47
支払為替手数料	4,621
その他の役員費用	504
その他の業務費用	4,117
国債等派生商品費	4,109
金融派生商品費	3,220
営業費用	888
貸倒引当金繰入額	40,927
貸出金の償却	11,840
株式等売却損	3,365
株式等売却損	3,346
株式の償却	3,167
株金の償却	1,126
その他の信託運用費用	223
その他の経常費用	610
経常利益	7,446
特別利益	21
固定資産処分益	21
特別損失	1,862
固定資産処分損失	131
減損損失	1,730
税引前当期純利益	5,605
法人税、住民税及び事業税	3,730
法人税等調整額	△1,447
当期純利益	2,282
当期純利益	3,323

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現金預け金	693,798	預 金	5,029,759
買入金銭債権	2,412	譲渡性預金	7,370
金銭の信託	39,470	コールマネー及び売渡手形	5,441
有価証券	1,340,346	売現先勘定	42,475
貸出金	3,457,276	債券貸借取引受入担保金	135,144
外国為替	1,114	借入金	135,538
リース債権及びリース投資資産	25,072	外国為替	155
その他資産	67,424	信託勘定借	6,763
有形固定資産	39,183	その他負債	33,432
建物	11,485	退職給付に係る負債	11,842
土地	24,596	睡眠預金払戻損失引当金	216
建設仮勘定	1	偶発損失引当金	1,101
その他の有形固定資産	3,099	特別法上の引当金	3
無形固定資産	6,413	繰延税金負債	15
ソフトウェア	5,961	支払承諾	6,615
その他の無形固定資産	451	負債の部合計	5,415,875
繰延税金資産	12,611	純 資 産 の 部	
支払承諾見返	6,615	資本金	37,924
貸倒引当金	△20,810	資本剰余金	34,749
		利益剰余金	181,640
		自己株式	△1,745
		株主資本合計	252,569
		その他有価証券評価差額金	3,357
		繰延ヘッジ損益	△162
		退職給付に係る調整累計額	△798
		その他の包括利益累計額合計	2,395
		新株予約権	88
		純資産の部合計	255,053
資産の部合計	5,670,929	負債及び純資産の部合計	5,670,929

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	81,066
資金運用収益	44,158
貸出金利息	30,159
有価証券利息配当金	13,482
コールローン利息及び買入手形利息	2
預け金利息	407
その他の受入利息	105
信託報酬	13
役務取引等収益	20,643
その他の業務収益	8,071
その他の経常収益	8,179
償却債権取立益	356
その他の経常収益	7,823
経常費用	73,233
資金調達費用	3,114
預讓金利息	539
渡性預金利息	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	37
売現先利息	1,236
債券貸借取引支払利息	422
借入金利息	768
その他の支払利息	107
役務取引等費用	10,736
その他の業務費用	4,112
その他の経常費用	42,980
その他の経常費用	12,288
貸倒引当金繰入額	3,185
その他の経常費用	9,103
経常利益	7,833
特別利益	21
固定資産処分益	21
特別損失	1,982
固定資産処分損失	160
減損損失	1,822
税金等調整前当期純利益	5,872
法人税、住民税及び事業税	4,148
法人税等調整額	△1,455
法人税等合計	2,692
当期純利益	3,179
親会社株主に帰属する当期純利益	3,179

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平 聡志 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平 聡志 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思

決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月25日

株式会社 南都銀行 監査役会

常勤監査役	箕輪 尚起	㊟
常勤監査役	半田 隆雄	㊟
社外監査役	中村 正博	㊟
社外監査役	倉橋 孝壽	㊟

以上

株主総会会場のご案内

場所

ホテル日航奈良 4F 飛天の間

奈良市三条本町8-1 0742-35-8831(代表)



昨年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

交通アクセス

▶ JRの場合：JR奈良駅 **西口** すぐ

※雨天の場合、改札口を出て1Fまで降りていただくとしゅーぷがありますので雨に濡れることなく来場いただけます。

JR奈良駅 改札

改札階を直進し
左手にホテルが
見えます

エレベーター
または
エスカレーター
で4Fへ

総会会場
4F 飛天の間

▶ 近鉄の場合

近鉄奈良駅

徒歩12分

近鉄新大宮駅

徒歩15分